



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス南部線について、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項一覧」のうち、区分1、2および4に該当するものである。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域  
別紙資料1のとおり
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
別紙資料2のとおり
- 3 協議が調っている運行時刻  
変更なし
- 4 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
変更なし
- 5 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
期間 令和5年3月19日 午後3時から  
条件 変更なし

令和5年2月14日

秋田市地域公共交通協議会

会長 日野

